

観光誘客促進事業フोटスポット整備業務条件付き一般競争入札実施要領

久米島町は、観光誘客促進事業フोटスポット整備業務について、以下のとおり条件付一般競争入札を行う。

1. 業務概要

久米島町における更なる観光誘客を促進するためフोटスポットの整備に必要な備品の調達を行う。

(1) 業務名

観光誘客促進事業フोटスポット整備業務

(2) 納品場所

久米島空港、兼城港旅客ターミナル他、町以内公共施設

(3) 業務内容

「観光誘客促進事業フोटスポット整備業務仕様書」のとおり

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで

(5) 最低制限価格

なし

(6) 支払条件

前金払い及び部分払いなし

(7) 契約条項を示す場所

総務課（久米島町役場2階）

2. 入札参加資格審査

(1) 資格審査方法

事前審査

(2) 参加資格

「観光誘客促進事業フोटスポット整備業務条件付き一般競争入札実施要綱」（以下、「要綱」という。）第4条に定めるとおり。

(3) 入札参加資格確認申請

ア. 参加に必要な書類

要綱第5条を参照の上、申請書類を提出すること。

審査を受けていない場合や審査により不適合と判断された場合は、入札参加資格がないものとする。

イ. 提出期限および注意事項

令和8年1月23日(金)12時00分までに「10. 問い合わせ先(事務局)」に申請書類を郵送もしくは手渡しすること。手渡しに際しては、提出者の会社名、所属名、氏名等が分かるものを持参すること。期限までに提出がなかった場合は、観光誘客促進事業フォトスポット整備業務に係る条件付一般競争入札へ参加出来ないものとする。

ウ. 入札参加資格確認通知

入札参加資格確認申請書を提出した者には、資格審査を行なった後、入札参加資格の有無を、令和8年1月26日(月)までに入札参加資格確認通知書(メール)にて通知する。なお、審査結果に関する質問は一切受け付けないものとする。

エ. 経費および遵守すべき事項

(ア) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。

(イ) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効となる。

(ウ) 提出資料は、返却しない。

(エ) 提出資料は、公正性、透明性、客観性を期すため公表することがある。

(オ) 提出資料作成のために久米島町から受領した資料等は、久米島町の了解なく公表又は使用することはできない。

3. 入札について

(1) 開札日

令和7年1月27日(火)15時00分

(2) 場所

久米島町役場 2階 第3会議室

(3) 入札封筒について

封筒に、商号又は名称、業務名、開札日を記入すること。

(4) 入札に関する注意事項

入札書に記載する金額は、消費時及び地方消費税の課税事業者・免税事業者問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

(5) 入札辞退

入札参加資格確認申請書を提出後に、入札を辞退する者は、入札執行前までに入札辞退届（第4号様式）を「10. 問い合わせ先（事務局）」に届けること。

4. 開札について

(1) 開札日時

令和7年1月27日（火）15時00分

(2) 開札場所

久米島町役場 2階 第3会議室

(3) 立会い

本入札事務に関係のない本町の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札したものを落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

開札後、落札者に通知するとともに、町ホームページで公表する。

5. 入札保証金

久米島町入札事務処理要綱（平成29年3月31日告示第10号）第7条による。

6. 契約保証金

久米島町契約規則（平成21年11月2日規則第12号）第7条による。

7. 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が入札したとき
- (2) 入札金額が予定価格を超えるとき
- (3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき
- (4) 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき
- (5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき
- (6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき
- (7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき
- (8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8. その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア. 受付期間：令和8年1月16日（金）から1月20日（火）17時まで

イ. 受付場所：「10. 問い合わせ先（事務局）」に示す。

ウ. 質問の提出方法

（様式第5号）質問書に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

エ. 質問に対する回答

令和8年1月21日（水）までに町ホームページで公開する。また、必要に応じて電子メールにて回答する。

(2) 契約締結日

落札した者は、令和8年2月上旬までに契約締結の手続きを行うこと。

9. その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 本手続きは、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続きであり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続きの関係上、入札を延期する場合がある。

(3) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(4) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久米島町契約規則その他関係法令を遵守すること。

(5) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(6) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10. 問合せ先（事務局）

久米島町商工観光課（観光誘客促進事業フォトスポット整備業務担当：宮里）

住所：〒901-3193

沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

電話：098-985-7131

FAX：098-985-7080

電子メール：syokokanko@town.kumejima.lg.jp